

青森明の星短期大学薔薇の会会則

第1章 名称および所在

- 第1条 本会は、青森明の星短期大学薔薇の会と称する。
第2条 事務局を青森明の星短期大学内に置き、事務処理および会計処理をする。
担当教職員は、青森明の星短期大学事務局が任免する。
事務・会計に関し必要な事項は、役員会にて別に定める。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展に協力することを目的とする。
第4条 本会は、その目的達成のために下記の事業を行う。
(1) 会報の発行
(2) 会員相互の親睦活動
(3) 母校事業への協力活動および特別事業積立金による支援
(4) その他、本会の目的達成に必要と認める場合これを行う。

第3章 会員

- 第5条 本会は、青森明の星短期大学卒業生、本学に一時在学し、役員会において認められた者を会員とする。

第4章 役員およびその職責

- 第6条 本会に、下記の役員を置き任期を1年とする。ただし、留任を妨げない。
- (1) 会 長 1名
総会において選出し、本会を代表して会務を総括する。
 - (2) 副 会 長 2名
総会において選出し、会長を補佐し会長に支障があるとき、これを代行する。
 - (3) 会 計 2名
会長が委嘱し、本会の経理にあたる。
 - (4) 庶 務 2名以上
会長が委嘱し、本会の記録、その他一般庶務にあたる。
 - (5) 各支部役員 各1名
支部長とし、本部との連絡を密にする。
 - (6) 監 査 2名
総会において選出し、本会の会計を監査し、その結果を総会にて報告する。
 - (7) 名 誉 会 長 1名
青森明の星短期大学学長
 - (8) 顧 問 1名以上
役員会の推薦により会長が依頼する。

第5章 会議

- 第7条 会議は、総会および役員会とする。
1. 総会は、通常総会および臨時総会とする。
通常総会は毎年1回以上開催し、次の事項を審議し、承認する。
 - (1) 事業報告および収支決算の承認
 - (2) 役員を選出
 - (3) 事業計画および収支予算の決定
 - (4) その他、役員会で提案された重点事項の審議
 2. 役員会は、会長・副会長・会計・庶務によって構成し、必要に応じて各支部長も加わることができ、次の事項を審議し、承認する。
 - (1) 本会事業の企画運営に関する事項
 - (2) 総会において審議する事項
 - (3) その他、緊急事項に関する審議承認

第6章 会計および会費

- 第8条
 1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 2. 本会の活動費は、会員の入会金・終身会費および寄付金を以ってこれに当てる。
 3. 収支決算は会計監査の承認を得、総会に報告する。
 4. 収支予算案は役員会において作成し、総会の議決を得る。
- 第9条 本会は、会費の一部を特別積立金として積立てるものとする。
会則・会計内規より、本会会計年度入会員数×5,000円とする。
- 第10条 会員は、入会と同時に入会金1万円ならびに終身会費2万円を納める。既納の会費は返還しない。

第7章 支部

- 第11条 支部設置は、原則として設立メンバー10名以上を必要とし、役員会の承認を得なければならない。
- 第12条 支部会員の人数が10名未満となった場合、およびその活動が不活発と思われるときは、その存続を役員会で問うものとする。
- 第13条 支部規程は、別に定める。
- 第14条 本会は、支部規程に基づき総会に提出された予算案にて、支部活動費として支援する。

第8章 解散

- 第15条 本会の解散は役員会の発議により、総会において承認を得なければならない。
- 第16条 本会の解散時に有する残余財産は、役員会で処分案を作成し、総会において承認を得る。
- 第17条 本会を解散する場合には、総会の議決を経て、会計年度の途中であっても特別の会計年度を定めることができる。

第9章 その他

- 第18条 本会会則を変更する場合は、役員会の議決を経て、総会出席者の過半数の賛同を必要とする。
- 第19条 会員の住所や姓名等、身上に変更が生じた場合は、その都度、下記の要領で薔薇の会事務局（青森市浪打二丁目6番32号）に届ける。
- (1) ○○期 ○○科 卒業生
 - (2) 旧姓名 新姓名
 - (3) 新郵便番号 新住所
 - (4) 新電話番号

付 則

1. 本会会則は、昭和62年6月26日より施行する。
2. 本会会則は、平成8年6月23日より施行する。（一部改正）
3. 本会会則は、平成21年6月28日より施行する。（一部改正）
4. 本会会則は、平成28年7月17日より施行する。（一部改正）
5. 本会会則は、令和5年6月25日より施行する。（一部改正）
6. 本会会則は、令和7年11月9日より施行する。（一部改正）
解散が成立すると共に、この会則は効力を失うものとする。

支部規程

1. 名称は、薔薇の会〇〇支部と称し、事務局は原則として支部長宅とする。
2. 目的および事業は、薔薇の会会則に準ずる。
3. 支部には、下記の役員を置き任期を1年とする。ただし留任を妨げない。
 - (1) 支部長 1名
支部の会務を総括する。
 - (2) 副支部長 1名
支部長を補佐し、支部長に支障があるときはこれを代行する。
 - (3) 委員 若干名
支部の会計・庶務にあたる。
4. 役員の選出方法は、支部に一任する。
5. 毎年1回支部総会を開くことを原則とする。
6. 本部への年間報告（事業・決算等）および新年度の年間計画（事業・予算等）は、総会の開かれる前月末日までに薔薇の会事務局に提出する。（なお、併せて支部会員名簿も毎年提出する。）
7. 支部役員は、前項の予算案に基づいて予算案を作成し、薔薇の会事務局に提出する。
支部予算案は本部役員会にて審議し、総会に提出する。
8. 支部長（又は、代理者）は、総会に出席しなければならない。
9. 本部が解散したとき、支部も同時に解散する。